

2023年9月5日

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市学童保育連絡会
会長 柳井 克英
神戸市中央区元町通6丁目
7番9号秋毎ビル3階
Email:contact@kobe-gkd.com

2024年度 神戸市学童保育関係予算に関する要望書

日頃より学童保育施策充実のために、ご尽力いただきありがとうございます。

2020年初頭より、新型コロナウイルスの蔓延という未曾有の世界的規模の感染が拡大しました。国内においてもいまだ完全に感染が収まることはなく、それを防ぐ手だてにおわれている状況です。同年の「緊急事態宣言」発出による小学校の閉校時、学童保育所は、通常とは違う時期の全日にわたる保育となりました。各民設学童保育所においても、自宅保育の協力を依頼することで、密になることを避け、感染拡大防止を未然に防ぐことに注力しました。衛生面や三密への配慮、ストレスを溜めないような気持ちの切替え等に留意するとともに、学童保育指導員と保護者との頻繁な情報共有を行い誤解や誤認のないようにしました。又、臨時開所の開設経費、感染拡大防止対策の備品及び包括的経費、利用料一部返還助成等、行政からの臨時助成の活用を行い開所を維持しました。このことは学童保育が「社会の機能を維持するために必要な事業」であるという理解につながりました。学童保育に関わる多くの方が、日々見えない敵と戦いながら、不安に苛まれ、ストレスにさらされながらも試行錯誤のなか、保育の継続を維持してきました。幾つかの学童保育所においては、通所児童・保護者・学童保育指導員の発症が確認され、学童保育所の閉所もありました。施設閉所に伴う利用料の減額措置等、行政からの支援もありましたが、事態は深刻で、その後も感染の収束がみえたかと思うと再び感染が拡がり、予断を許さない状況が続いています。

本年5月に新型コロナウイルスは感染法上の分類が「5類」に引き下げられました。しかし、現在に至り感染が完全終息には至っておりません。元の状況に戻ることは、ほぼ不可能な中で各学童保育所では対応に苦慮しながらも、「学童保育が働く親を持つ子どもたちの健やかな成長を守る重要な社会制度の一環である。」という認識のもと、子どもたちの安全と保護者の安心を第一に保育の継続をしています。今後も新型コロナウイルス感染防止に対する対応を要望いたします。同時に必要な情報開示及び情報交換をお願いいたします。

2011年3月11日の東日本大震災からおよそ12年が経過しました。しかし、いまだに被災地の復旧・復興は継続中です。そしてその後も大きな災害被害が多発しています。私たちは、いずれへもできる限りの支援を行いたいと考えています。同時に、このような大災害は、保育・学童保育をは

はじめとする福祉事業について、国をはじめとする行政が責任を持って行わなければならないことを一層鮮明にしました。更には新型コロナウイルスをはじめとする感染症、重度のアレルギー、熱中症など子どもたちの安全衛生確保の必要性が改めて浮き彫りになっています。この点では、2009年3月に国民生活センターが「学童保育の安全に関する調査研究」を行い、学童保育の安全確保のために国や自治体がさまざまな努力を行う必要があると提言しています。又、昨今では事件・事故等の影響もはかり知れず、子どもたちを取り巻く環境が厳しい局面にさらされていると同時に安全・安心を守る重要性が今一度大きく問われています。昨年末に厚生労働省から発出された「放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項について」に基づいた対応が求められています。あらためて防犯、防災対策及び安全衛生対策を徹底して頂きたいと考えます。

2018年9月に発表されました「新・放課後子ども総合プラン」では2023年度迄の5年間で約30万人分の整備を図ることがあげられており、それに伴い各自治体においても施策の充実と十分な財政措置が必要となってくるものと思われまます。さらに政府は、「新・放課後子ども総合プラン」において、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業(学童保育)」と文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」の両事業を小学校内で行う「一体型」の実施については、当初の目標未達のため、引き続き1万か所以上での実施を目指すとしています。私たちは、両事業の一体化ではなく、それぞれが両立・拡充するべきだと考えます。本年4月より、学童保育事業の所管は、こども家庭庁に移管されました。その中で、学童保育の「待機児童」の問題が議論されています。一部の自治体では、待機児童の受け皿として文部科学省の「学習・体験活動の場」である「放課後子供教室」を選択肢としています。本来「学童保育」という「生活の場」を求めているにもかかわらず、そのような対策をとることは、「生活の場」を十分に保障していません。私たちは、学童保育事業がその固有の役割にふさわしく充実するよう求めるものです。

貴市におかれましては、厳しい財政状況にあっても学童保育の充実に努力いただいていることは、承知しております。とはいえ、まだまだ私たちの求める学童保育には程遠い実情であることも否めません。地域運営委員会方式学童保育所を含む民設学童保育所においては、利用者負担の軽減を図るため、本年度助成金の増額が実施されましたが、学童保育指導員の処遇改善には至っておりません。更に、学童保育指導員の身分保障についての公的責任の拡大、十分な保育場所の確保が必要です。児童館学童クラブにおいては、大規模クラブの解消が必要です。これらの課題解消のためには、学童保育の質の確保として学童保育指導員の人材確保は必須であり、同時にその職員配置基準も重要なものと考えます。

2017年度政府予算において放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業が新設され、はじめて学童保育指導員の経験に応じた処遇改善に対して考えが示されましたが、今後も学童保育指導員の勤務条件の改善が望まれることはいうまでもありません。ぜひ学童保育指導員の職務に相応しい処遇について具体的な内容を示して下さい。更に「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を活用の上、必ず処遇改善策を実施して頂きたいと考えます。

2020年3月に策定されました「神戸っ子すこやかプラン2024」において、学童保育に通う子どもは、2019年度の15,355人から2024年17,760人を目標とするとされました。この計画に基づき、十分な財政措置も行い、学童保育を質・量ともに拡充を図ることが必要となっております。とりわけ国全体の目標として掲げられている放課後児童クラブの役割—子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図ることを徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上をもって新たな計画に取り組んで頂きたい。

神戸の学童保育の原点は、働く保護者たちが安心して働きたいと保護者自ら、留守家庭の子どもたちの帰る場所を作って、運営されてきました。そして、保護者は預けっぱなしではなく、学童保育所の運営に責任を持ち、一人ひとりの保護者がつながり合い、また、学童保育を担う専門性を持った学童保育指導員と一緒に共同の子育てを行ってきました。子どもたちが異年齢集団の中で成長することとあわせて、保護者も集団の中で成長してきました。保護者全体で学童保育の子どもたちを育てるといふ共同の子育てを大切にしたいと思います。

いずれの課題も財政上の困難があれど停滞や後退のないようにしていただきたい。学童保育の目的は、子どもの放課後の安全・安心な生活を継続的に保障し、毎日の生活を通して子どもの健やかな成長を図るものであると考えます。その更なる充実を引き続き求めていく所存ですので宜しくお願いいたします。

かかる観点にたち、以下の項目について要望いたします。

記

〈1〉制度、施策の改善について

- ① 子ども子育て新制度の運用にあたって、こどもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながらこどもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、こどもの健全な育成を図ることを目的としてください。
- ② 専用施設（室）に、常時複数の常勤専任放課後児童支援員を配置し、保護者の労働日・労働時間を基本的に保障できる通年開所の学童保育の施策を確立し、それに必要な財政措置を確実に講じることを国及び県に強く求めてください。
- ③ 現在、国が放課後子ども総合プランによって一体型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室を推進しています。両事業の一体的な推進は、学童保育事業の縮小・廃止につながります。目的、性格の違う両事業がそれぞれの主旨に沿って両立・拡充するように進めてください。
- ④ 保育内容向上のために「学童保育指針」の策定を私たちと協議のうえ具体化を進めてください。

〈2〉助成金の引き上げ及び拡充について

- ① 地域方式学童保育所の安定した運営を保障するために、引き続き助成金の引き上げを継続して下さい。
- ② 地域方式学童保育所に、助成金ランクにかかわらず放課後児童支援員2名体制相当で運営助成費の積算をしてください。

- ③ 地域方式学童保育所が児童数の増加に伴って分割を行う場合には、分割した学童保育所にも助成金が支給されるようにしてください。もしくは、1単位40名を超える大規模学童保育所に於いては、別途、児童一人当たりの金額で助成してください。

〈3〉 放課後児童支援員の身分保障と資質の向上について

- ① 国の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を活用して、神戸市も国、県とともに予算を計上して、放課後児童支援員の処遇を大幅に改善して下さい。
- ② 子ども子育て支援法附則に放課後児童支援員の処遇改善、人材確保の方策を検討とされたことから、運営状況に関わらず、経験を積み重ね専門性を持った放課後児童支援員を適正配置及び継続雇用できるように、神戸市が責任を持って施策を実施してください。
- ③ 放課後児童支援員の認定資格研修を補完するため、神戸市放課後児童健全育成事業支援員研修を今後とも継続して実施してください。
- ④ 放課後児童支援員の職務に相応しい処遇について具体的な内容を示してください。

〈4〉 障がいのあるこどもの受け入れについて

- ① 平成28年4月施行された障害者差別解消法（障がいを理由とする差別を解消していくことで、障がいのある人もない人も、分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会をつくることを目指し、障がいを理由とする差別の解消に関する法律）に基づきすべての児童館学童保育クラブで、障がい児に対応できる放課後児童支援員の加配および施設の改善をおこなってください。「自力来退館」「自力身辺処理」要件を撤廃してください。
- ② 障害児受入加算について、運営費助成金同様、当該児童の退所による助成金の返還義務を削除してください。
- ③ 障害児受入加算については、その名称に相応しく放課後児童支援員1名分の加配が可能な額まで引き上げてください。

〈5〉 保育場所の確保、是正について

- ① 学童保育の施設の面積基準について「学童1人あたり2.31㎡（集団遊びのスペースを整備しない場合は1.98㎡）」（「神戸の放課後児童クラブの基準」）とされていますが、設置方式にかかわらずその基準に適合した保育場所を確保してください。
- ② 児童福祉法改正の中で、市町村は、余裕教室等の公有財産の積極的な貸し付けを促し、実施の促進を図るとされたことから、地域の「自主努力」だけではなかなか解決できないという実情にかんがみ、地域方式学童保育所が学校の余裕教室などの公的施設や公共の土地を使えるように努力してください。（遊び場として学校グラウンドの使用も含む）そのため、関係各局との連絡協議をさらに進めてください。また、施設を建てるための資金の確保をしてください。

- ③ 大規模化している児童館学童クラブ、学童保育所について、70人を超えているところは速やかに分割し、国の定めた放課後児童クラブ運営指針にある「おおむね40人以下を目指してください。

〈6〉 防犯、防災対策及び安全衛生対策について

- ① 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）に示された事を周知、実現に努力してください。
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大防止並びにインフルエンザ等感染症の衛生対策について、放課後児童支援員の優先接種に加えて、放課後児童支援員のPCR検査、予防接種、マスクや消毒液等の衛生用品、予防対策にかかる費用への助成を行ってください。
- ③ 重篤なアレルギーのあるこどもを、要配慮児受入加算の対象としてください。
- ④ 気温の上昇に伴い熱中症警戒アラートが頻発して出される中、こどもたちが安全安心で豊かな放課後を過ごすには、空調設備等、学童保育所の環境整備の充実と継続が欠かせません。設備の充実を促し、それに関わる費用への助成を行ってください。

以上